

2.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

環境関連法令等による規制等の状況を表 2.2.7-1 に示す。

表 2.2.7-1(1) 環境関係法令等による規制等の状況

法律等		指定状況及び規制基準の内容		
		五木村及び相良村	川辺川ダム事業区域	参照図表
環境 基本 法	大気汚染	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの環境基準		表 2.2.7.1-1
	騒音	C地域に指定されている。		表 2.2.7.1-2
	水質汚濁	藤田(川辺川ダム計画地点)より上流がAA類型に、藤田より下流がA類型に指定されている。	川辺川ダム事業区域はAA類型に指定されている。	図 2.2.7.1-1 表 2.2.7.1-3 表 2.2.7.1-4
		「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」		
	地下水の水質汚濁	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素(ひそ)などの環境基準		表 2.2.7.1-5
	土壌の汚染	カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロムなどの環境基準		表 2.2.7.1-6
大気汚染防止法	硫黄酸化物に係る排出基準のK値は、五木村及び相良村全域で 17.5 である。		表 2.2.7.2-1 表 2.2.7.2-2	
騒音規制法	「特定工場等において発生する騒音の規制基準」; 第3種区域に指定 「特定建設作業に係る騒音の規制基準」; 第1号区域に指定 「自動車騒音の限度」; c区域に指定		表 2.2.7.2-3 表 2.2.7.2-4 表 2.2.7.2-5	
振動規制法	なし		表 2.2.7.2-6 表 2.2.7.2-7 表 2.2.7.2-8	
水質汚濁防止法	「有害物質による汚染」及び「その他の汚染」についての排水基準		表 2.2.7.2-9	
ダイオキシン類対策特別措置法	大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準及び特定施設に係る排出基準		表 2.2.7.2-10 表 2.2.7.2-11	

自然環境保 全法	なし		—
熊本県自然環 境保全条例	相良村に緑地環境保全地域の「相良村雨宮神社社叢(しゃそう)」が指定されている。	なし	表 2.2.7.3-1 図 2.2.7.3-1
熊本県希少動 植物の保護に 関する条例	保護区の指定はない。特定希少野生動植物種として、アカウミガメ、オオウラギンヒョウモン、ゲンバイトンボが指定されている。		表 2.2.7.4-1
自然公園法	五木村の北東部が「九州中央山地 国立公園」に指定されている。	なし	表 2.2.7.5-1 図 2.2.7.5-1
熊本県立自然 公園条例	五木村及び相良村の一部が「五木 五家荘県立自然公園」に指定され ている。	事業区域の一部が「五木五家荘県立自 然公園」に指定されている。	表 2.2.7.5-1 図 2.2.7.5-1
絶滅のおそれ のある野生動 植物の種の保 存に関する法 律	なし		—
世界の文化遺 産及び自然遺 産の保護に関 する条約	なし		—

表 2.2.7-1(2) 環境関係法令等による規制等の状況

法律等	指定状況及び規制基準の内容		
	五木村及び相良村	川辺川ダム事業区域	参照図表
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	なし		—
都市緑地保全法	なし		—
都市計画法	なし		—
森林法	山地部の多くが水源かん養保安林に、一部が土砂流出防備保安林、保健保安林に指定されている。相良村の一部は風致保安林に指定されている。	事業区域の一部が土砂流出防止保安林に指定されている。	図 2.2.7.11-1
文化財保護法	なし		—
熊本県文化財保護条例	五木村の「宮園のイチョウ」が県指定天然記念物に指定されている。	なし	表 2.2.7.12-1 図 2.2.7.12-1
五木村文化財保護条例、相良村文化財保護条例	五木村の「東小学校校庭のケヤキ2本」、相良村の「初神のイチョウ」などが指定されている。	五木村の「東小学校校庭のケヤキ2本」が指定されている。	表 2.2.7.12-1 図 2.2.7.12-1
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	五木村の内谷ダム、端海野及び相良村の高原、瀬戸堤が鳥獣保護区に指定されている。	なし	表 2.2.7.13-1 図 2.2.7.13-1
熊本県公害防止条例	大気汚染	硫酸化物に係る排出基準のK値は、五木村及び相良村全域で 17.5 である。	表 2.2.7.14-1 表 2.2.7.14-2
	騒音	騒音特定施設 高速切断機、石材切断機、セメント製品成型機、木材加工機械、鋳造型機、圧縮機、送風機、クーリングタワー、バーナー、脱水機、ダンボール製造機械 騒音に係る特定建設作業 コンクリートカッターを使用する作業、掘さく機械を使用する作業、鋼球を使用する作業	表 2.2.7.14-3 表 2.2.7.14-4
	水質汚濁	カドミウム、シアン化合物、BOD、SSなどの上乘せ排水基準	表 2.2.7.14-5

環境基本法	公害防止計画の策定を指示される特定地域の指定はない。		—
熊本県環境基本条例	「熊本県環境基本計画」を策定		—
熊本県景観条例	「熊本県景観整備基本計画」及び「公共事業等景観形成指針」を策定		—
五木村のふるさと景観を守り育てる条例	景観形成基本方針の策定及び景観形成基本計画による重点地域の指定 (五木村のみ)		—
砂防法	川辺川や五木小川及びその支川が砂防指定地に指定されている。	事業区域の一部が砂防指定地に指定されている。	図 2.2.7.17-1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	五木村西谷周辺、相良村大谷周辺など、川辺川や五木小川及びその支川周辺が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。	事業区域の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。	図 2.2.7.17-2